

たんぽぽ・つぼみ保育園の運営についての重要事項に関する規定（兼運営規定）

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人共育会が設置するこの小規模保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 たんぽぽ・つぼみ保育園
- （2）所在地 岡山市東区光津840-6

（施設の目的及び運営方針）

第2条 たんぽぽ・つぼみ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする満3歳未満の乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2. 当園は、保育の提供に当たっては、入園する満3歳未満の乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3. 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4. 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域と様々の社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5. 当園は、「岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「市設備基準条例」という。）その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当園の認可定員は18人とする。

（利用定員）

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- （1）法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満2歳の子ども 6人
- （2）3号認定子どものうち、満1歳の子ども 6人
- （3）3号認定子どものうち、満0歳の子ども 6人

（提供する保育の内容）

第5条 当園は、児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所

保育指針（平成２９年３月３１告示）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- （１）特定地域型保育（第１０条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- （２）養護と教育の一体的な提供
- （３）食事の提供
- （４）子育て家庭に対する支援
- （５）その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務内容）

第６条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合があります。

- （１）園長 １名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

- （２）保育士 ６名（常勤専従４人、非常勤２人）

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- （３）調理員 １名（常勤専従）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

- （４）嘱託医 １名

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- （５）嘱託歯科医 １名

嘱託歯科医は、当園の子どもの健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（保育を提供する日）

第７条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から３１日及び翌年１月１日から１月３日を除く。

（保育を提供する時間）

第８条 当園の保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- （１）保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）

７時００分から１８時００分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（８時間）

８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 ７時００分から１８時００分までとする。

(利用料その他の費用等)

第９条 支給認定保護者は、岡山市長が定める利用料を当園へ支払うものとする。

２．第１項に定めるもののほか、当園の保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用の開始に関する事項)

第１０条 当園に入園するときは、岡山市との利用調整を行わなければならない。

２．当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用乳幼児の支給認定保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。

(利用の終了に関する事項)

第１１条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (１) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (２) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第１２条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- ２．保育の提供により事故が発生した場合は、岡山市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ３．当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- ４．利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第１３条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第４項において「計画等」という。）を作成することとする。

2. 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児の避難方法等について理解させるよう努めることとする。
3. 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
4. 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待防止のための措置)

第14条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を図るとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める法令に規定する、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽り、その他の不正な行為によって施設型給付を受け、又は受けようとした時の岡山市への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に対して行った処置についての記録

(要望・苦情等について)

第16条 当園は、苦情解決体制を整え、円滑で適正な苦情の解決に努めるものとする。

(秘密の保持について)

第17条 当園は、個人情報管理規程に基づき秘密の保持を図るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 当園は、岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条に定められている内容について、別紙のとおり連携施設と協定書を取り交わし、以下の支援を受けるものとする。またその内容を保護者等に対して情報提供するものとする。

- ① 食事の提供に関する支援
- ② 屋外遊び場の利用に関する支援

- ③ 代替保育の提供
- ④ 卒園後の受け皿としての支援
- ⑤ 嘱託医による健康診断等に関する支援
- ⑥ 合同保育に関する支援
- ⑦ 行事への参加に関する支援

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から改正する。

この規則は、令和4年4月1日から改正する。